

障 発 0216 第 1 号  
令和 5 年 2 月 16 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障 害 保 健 福 祉 部 長  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の実施について (通知)

障害福祉分野における ICT 活用により、障害福祉現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、今般、別紙のとおり「令和 4 年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱」を定め、令和 4 年 12 月 2 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

## 令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱

### 1. 目的

障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

### 3. 対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

### 4. 定義

- (1) 「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法律」という。）第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- (2) 「障害者支援施設事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「施設障害福祉サービス」事業を行う者をいう。
- (3) 「一般相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- (4) 「特定相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。
- (5) 「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第7条第2項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- (6) 「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

### 5. 事業内容等

- (1) 都道府県等は、管内のICT導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等を対象にICT導入に伴う研修会を開催する。本研修会への参加は、障害福祉サービス事業者等がICT導入に伴う補助を受けるための要件とする。
- (2) 都道府県等は、管内の障害福祉サービス事業者等からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT導入に要する費用を補助する。
- (3) 都道府県等は、本事業によりICTを導入した障害福祉サービス事業者等に対し、障害福祉サービス事業者等におけるICTの導入状況について、

当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

- (4) 都道府県等は、本事業により ICT を導入した障害福祉サービス事業者等に対し、客観的かつ定量的な指標に基づいて ICT 導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告させるとともに、これらを取りまとめの上、別に定める期限までに国に報告する。

また、都道府県等は、全国の障害福祉サービス事業者等における ICT の導入の参考に資するよう、ICT を導入した障害福祉サービス事業者等に対し、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの公表状況について取りまとめ、ICT の活用モデルとして、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

また、これらの報告及び公表状況については、厚生労働省においても、ICT の活用モデルとして公表等を行う可能性があるため、事前に障害福祉サービス事業者等の同意を得ること。

## 6. 補助対象

- ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）
- エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

（対象経費に係る留意事項）

- ・当該年度中に係る経費のみを対象とする。
- ・アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。
- ・イのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
  - ① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
  - ② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
- ・ウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。

- ・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

## 7. その他要件等

- (1) 経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」による補助を受ける障害福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。
- (2) 令和5年2月16日障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく「令和4年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とならないこと。
- (3) 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金（「令和3年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」等）により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業による補助の対象とならないこと。
- (4) 障害福祉サービス事業所等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- (5) 次の①及び②の条件を満たす障害福祉サービス事業所等による ICT 導入事業について、国において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。
  - ①本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。
  - ②ICT 導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。

## 8. 経費の補助

- 国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。